

OKI Pay 利用規約

改訂後	改訂前
第 2 条（用語の定義） OKI Pay 加盟店における商品またはサービスの代金をスマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる（ただし、「Smart Code ショッピングサービス」についてはこの限りではありません。）当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。 Smart Code 株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）所定の規定や規格に基づき、利用端末の画面に Smart Code 対応コード等を表示させ、Smart Code 加盟店（取引代金の決済に OKI Pay を利用することを JCB が認めた加盟店等をいいます。以下同じとします。）に設置された加盟店端末等を用いて当該 Smart Code 対応コード等を読み取ることで、Smart Code 加盟店が取引代金の決済を行う仕組みをいいます。 OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」 利用者が Smart Code 加盟店で JCB 所定の手続きによって行う OKI Pay 取引をいいます。 第 5 条（OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」の利用に関する同意） 利用者は、次の各号に同意したうえで、Smart Code 加盟店において OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利用するものとします。	第 2 条（用語の定義） OKI Pay 加盟店における商品またはサービスの代金をスマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。 Smart Code（新設） OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」（新設） 第 5 条（OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」の利用に関する同意）（新設）

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」の利用により Smart Code 加盟店が利用者に対して取得した取引代金相当額を、JCB 又は JCB が提携する第三者が直接又は間接に立替払いをすることにより、JCB が利用者に対して取得した求償債権につき当行が JCB に対して立替払いをすること。2. 利用者は、Smart Code 加盟店において OKI Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利用したことにより、当行に対して、Smart Code 加盟店に対する取引代金相当額の弁済委託を行うこと。 | |
|--|--|